平成２９年（フ）第１５３６号
さいたま市北区宮原町３丁目477番地２　サンコート宮原301
破産者　荻野　久子
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５５８号
神奈川県横浜市都筑区東方町631、住民票上の住所神奈川県小田原市国府津２丁目４番22号
破産者　尾崎　昌彦
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６３１号
神奈川県秦野市南が丘２丁目２番地15―104
破産者　大石　貴史
1　決定年月日　平成30年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１７１７号
札幌市中央区南14条西14丁目１番10―401号、開始決定時の住所札幌市中央区南14条西８丁目５番１―204号
破産者　山内　直輝
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１０７号
札幌市南区真駒内南町４丁目５番12号　北海道エネルギー木石寮505号
破産者　菊地　　輝
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１０８号
札幌市白石区南郷通６丁目北３番30―601号
破産者　川口　理惠
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８９号
茨城県水戸市千波町2810番地の30　フィールドアパートメント203号、住民票上の住所茨城県東茨城郡茨城町大字上石崎4696番地22
破産者　清水　　昭
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３４６号
茨城県水戸市堀町1162番地の７　Ｓｅｖｅｎ　Ｂｅｌｌ　Ｂ棟
破産者　井上　俊介
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１１８号
群馬県みどり市笠懸町久宮148番地１　久保田12・Ｊ、開始決定時の住所群馬県伊勢崎市南千木町1693番地
破産者　岡野　寿幸
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７０号
群馬県前橋市元総社町２丁目８番地７　ＳＲハイツ　205号
破産者　杉本　充広
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５２５号
埼玉県所沢市美原町２丁目2951番地の１　ガーデンステイツ新所沢316
破産者　小谷　芳朗
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５５４号
埼玉県所沢市東所沢５丁目４番地の１　サンフレア東所沢203、前住所福岡県北九州市小倉北区板櫃町１番28号　Ｂ202号
破産者　松井　隆祐
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第５８９号
埼玉県坂戸市千代田４丁目10番26号　シーサイドアベニュー102号室
破産者　金指　教文
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第２２１号
埼玉県深谷市西島28番地17
破産者　五十嵐むつ子
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２３５号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保352番地１　Ｄｅａｒ－Ｉｅ金久保Ｉ－Ａ棟
破産者　稲垣　藤賢
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２４２号
埼玉県本庄市駅南１丁目17番11号　プリンスハイツ101
破産者　竹村　信康
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１７８３号
横浜市港北区新吉田東３丁目９番２号　Ｂ―102
破産者　羽賀　　誠
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６２８号
横浜市戸塚区汲沢１丁目13番８―102号
破産者　永林　政直
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部